

CLAIR SUMMARY

海外における行政の動き(96年12月号)

- ニューヨーク事務所— アメリカ、カナダ
- ロンドン事務所— イギリス
- パリ事務所— フランス、イタリア、スペイン
- シンガポール事務所— シンガポール、マレイシア、インドネシア
タイ、フィリピン、ベトナム
- ソウル事務所— 大韓民国
- シドニー事務所— オーストラリア

CLAIR SUMMARY NUMBER 017 (March 14, 1997)

**Council of Local Authorities for
International Relations**



財團
法人
自治体国際化協会

調査部

〒100 東京都千代田区新霞が関ビルディング19階

TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

海外における行政の動き(96年12月号)

- ニューヨーク事務所— アメリカ、カナダ
- ロンドン事務所— イギリス
- パリ事務所— フランス、イタリア、スペイン
- シンガポール事務所— シンガポール、マレイシア、インドネシア
タイ、フィリピン、ベトナム
- ソウル事務所— 大韓民国
- シドニー事務所— オーストラリア

CLAIR SUMMARY NUMBER 017 (March 14, 1997)

1	ニューヨーク事務所(1996年10月～11月分)-----	1
(1)	アメリカ合衆国の最近の動向-----	1
①	包括歳出法／不法移民改革法の成立と急増する市民権取得者-----	1
②	福祉改革法の発効と執行責任を負う州政府の対応-----	2
③	カリフォルニア州住民投票、少数派優遇措置を廃止-----	2
④	ニューヨーク市公立病院の民営化と市立病院の再編-----	3
(2)	カナダの最近の動向-----	4
①	オンタリオ州の自治体改革法案-----	4
②	メトロ・トロント大合併（メガシティ）構想に対し、構成市長、 住民は難色-----	5
③	アルバータ州、福祉負担を大幅軽減-----	5
2	ロンドン事務所(1996年10月分)-----	7
①	クラーク財相、所得税減税を示唆-----	7
②	欧洲通過統合不参加は経済にダメージー大企業が反欧洲機運に警告-----	7
③	クラーク財相公共部門賃上げ凍結を表明-----	7
④	クック影の外相、单一通貨早期参加に慎重論-----	8
3	パリ事務所(1996年10月分)-----	9
(1)	フランス-----	9
①	97年度予算歳入の部、国民議会で採択-----	9
②	公務員賃金、民間より上-----	9
③	仏政府、ユーロ導入に向けて具体的行動開始-----	10
(2)	イタリア-----	10
(3)	スペイン-----	10

4	シンガポール事務所(1996年7月～10月分)-----	12
(1)	シンガポールの概況-----	12
①	シンガポールの地域行政改革に係る法改正-----	12
(2)	マレイシアの概況-----	14
①	マルチメディア・スーパー回廊計画の詳細、明らかに-----	14
②	地方自治体のゴミ処理事業、民営化へ-----	15
③	サービス・情報産業の強化を主眼とした来年度予算案発表される	16
(3)	インドネシアの概況-----	18
①	知事の権限について-----	18
②	内務省について-----	19
(4)	タイの概況-----	20
①	43都県で不法入国の未熟練外国人労働者を条件付きで許可-----	20
②	減速続くタイ経済-----	21
(5)	フィリピンの概況-----	25
①	フィリピンの教育における課題について-----	25
②	フィリピンの国家機構について-----	28
(6)	ベトナムの概況-----	30
①	行政改革の推進-----	30
②	国会の開会-----	33
5	ソウル事務所(1996年10月～11月分)-----	36
①	東京都知事のソウル訪問及び「ソウル市民の日」について-----	36
②	ソウル市の混雑通行料徴収-----	36
6	シドニー事務所(1996年10月～11月分)-----	37
①	世論調査ではオーストラリア人の7割が移民許可数を多いと判断-----	37
②	ニューサウスウェールズ州のビジネス機会の喪失-----	37
③	広域的事務共同化により自治体は5万豪ドルの資金節約-----	38
④	ビクトリア州とNSW州の境の市町村の合併論議-----	38

クレアサマリー「海外における行政の動き」は、従来「海外事務所だより」として発行していたものについて、その内容に即しタイトルを改めたものです。「海外における行政の動き」は「海外事務所だより」同様、各事務所から適宜送付されるニュースをまとめて1冊の冊子にしたものですが。できる限り最新情報を掲載することとしていますが、編集等によるタイムラグがあることについては、ご容赦ください。

1 ニューヨーク事務所

(1) アメリカ合衆国の最近の動向

① 包括歳出法／不法移民改革法の成立と急増する市民権取得者(1996年10月分)

10月1日に始まる1997会計年度の歳出法案13本のうち、未通過であった国防、労働・健康人的サービス、内務等6本を統合した包括歳出法案が、9月28日に下院を370対37で、30日に上院を84対15で通過し、直ちに大統領署名を経て成立した。期限前の予算完全成立（総額6千億ドル）は、議会が対決を避け多くの国内政策で大統領に譲歩した結果である。これにより昨年度のような政府機関一部閉鎖の可能性はなくなり、40年ぶりの共和党両院支配の下にあった第104回連邦議会は10月4日、総選挙に向け散会し事実上終結した。

今回成立した包括歳出法には、移民国籍法を改正し年間30万人といわれる不法移民の入国を規制するための「不法移民改革及び移民責任法」が組み込まれている。今会期内での同法成立は、下院案が去る3月に、上院案が5月に可決されて以来、不法移民への莫大な財政負担を強いられているカリフォルニア、テキサス、フロリダ州等から待望されていた。

同法の主な内容は、1) 5年間で国境警備員の10万人への倍増と移民帰化局(INS)調査官の1,200人増員、2) 適正書類を所持しない入国者の国外追放、本国での迫害の恐れを立証できない亡命希望者の国外追放(INS行政判事による採決後は上訴不可)、3) 市民権の取得希望者の保証人に対する収入要件の引き上げ（貧困水準の125%）、4) 密入国／公文書偽造・不正使用に対する最高刑の禁固10年／15年へ引き上げ、5) 司法省のデータを通じた雇用者による求職者の法的地位確認（5州で4年間試行）等である。不法移民の子供への公教育拒否を各州に認める条項（下院案）はクリントン大統領の拒否権発動を避けるため別法案に切り離され、入国後7年内に12か月以上公的給付を受けた合法移民を国外追放とする規定など、合法移民に関する規制は法案から削除された。

同法成立の背景には、不法移民への公共サービスを拒否するカリフォルニア州住民発案「提案187」の成立（ただし違憲訴訟のため未執行）以来の反移民感情の高まりがあり、同提案の一部は連邦福祉改革法にも取り入れられた。INSの統計予測によると、9月30日を最終日とする1996年度の帰化者数は、過去最高であった前年度の44万6千人から倍増し110万人に達する見込みであるが、移民への厳しい政治姿勢が永住権を持つ合法移民の市民権取得意識を高めていることも、帰化者急増の一因とみられている。

② 福祉改革法の発効と執行責任を負う州政府の対応(1996年10月分)

連邦福祉（貧困児童家庭向け扶助 A F D C）を廃止した州への包括補助金「困窮家庭一時援助」（T A N F）に置き換える福祉改革法が、10月1日発行した。各州がT A N F の交付を受けるためには、福祉受給期限の設定、受給者への就労義務付け等の規定にいかに従うかを記述した福祉計画を来年7月1日までに連邦健康人的サービス省に提出する必要があるが、10月1日現在、実際に計画開始の承認を受けたのは、福祉改革を先導してきたウイスコンシン、ミシガンの2州のみである。この計画は必ずしも詳細にわたる必要はなく承認後の修正も可能であるが、新制度の転換にあたり各州は、児童家庭扶助の受給資格、給付水準の設定だけでなく、次のような広範な問題への対応を迫られている。

各州は、就労移行のための訓練や、未婚の母の結婚促進、十代の妊娠の削減等にT A N Fを使用することができるが、その計画策定にあたっては賞罰規定（受給者の雇用参加率（初年度の場合25%）を達成できない場合のT A N F 5%削減、中絶を伴わず婚外出産率を減少させた上位5州への2千万ドルのボーナス等）に留意する必要がある。また、受給期間、雇用期間計算等のため、受給者情報の追跡、評価システムを確立しなければならない。さらに、ニューヨーク州の「ホームリリーフ(home relief)」のような、子供のない一般家庭向け扶助制度を有する州では、児童家庭扶助との整合性を図り給付に期限を設定することが課題となる。こうした現金給付プログラムにとどまらず、フードスタンプ、補助的保障所得（S S I）、メディケイド、児童保育など他の社会サービスへの長期的な影響の検討も必要である。

初年度のT A N Fは2～3年前の受給者数に基づいて計算され、その数が減少中の多くの州では従来の個別補助金に比べ金額が大きいため、その差額（ニューヨーク州の場合1日あたり100万ドル）によって增收を図るためにも、新計画への移行が急がれている。

連邦資金のみで賄われるフードスタンプについては、福祉改革法施行に伴い、入国後の就労期間が10年未満の合法移民100万人がその受給権を喪失すると推定されているが、受給権喪失の発効日を巡り各州の現場で混乱が生じたため、9月30日に成立した包括歳出法の中で喪失期日の来年4月1日以降への延期が定められ、それまでに混乱の解消と受給資格再審査（雇用歴確認等）のため全国的データベースの整備が図られることとなった。

③ カリフォルニア州住民投票、少数派優遇措置を廃止(1996年11月分)

カリフォルニア州の住民発案「提案209号」（別名カリフォルニア公民権イニシアティブ）は、11月5日の住民投票の結果、54%対46%で可決された。同提案は「職員採用、入学決定、事業契約に際して、州、自治体、公立大学等は、人種、性別に基づく差別及び優遇措置を行ってはならない」旨州憲法に定めることを内容とし、その文言自体は公民権法の反差別規定をモデルとしたものであるが、事実上少数民族や女性等の少数派優遇措置（アファアーマティブ・アクション）を廃止することが狙いとされている。ただし、この州憲法修正は、裁判所命令（人種分離解消命令等）や、連邦プログラム（人種差別に

基づく補助金等)に影響を与えるものではない。

同提案の中心的支持者である同州のウィルソン知事(共和党)は、翌6日「今後州民は個人の真価という唯一の基準によって判断される」と可決を歓迎するコメントを発表した。既に昨年7月に優遇措置の段階的廃止を決定しているカリフォルニア大学理事会(会長ウィルソン知事)は直ちにこれに従う方針を示し、提案支持グループもその迅速な執行を求める訴えを州地裁に起こした。しかし、サンフランシスコの連邦地裁は27日、少数派への平等保護の拒否は合衆国憲法違反であると主張する市民権団体からの提訴を受け、同提案は違憲の可能性が強いとして執行の差し止めを命令した。この訴訟が最高裁で決着するまでの数年間は、同提案の具体的効果は未確定のままとなることが予想される。

同提案の背景には、優遇措置は今や白人男性への逆差別になっているとの不満があり、2年前に不法移民への行政サービスを拒否するカリフォルニア州「提案187」が可決された流れに乗って同提案は支持を広げ、全国の注目を集めた。クリントン大統領が優遇措置の廃止反対、修正支持の立場を表明したのに対し、共和党のドール大統領候補は同提案への支持を表明し、連邦上院議員時代には優遇措置廃止法案を議会に提出している。しかし、優遇措置廃止は共和党の内部分裂を誘発する議題であるというだけでなく、女性票獲得が重要な意味を持った今回の選挙では、女性が恩恵を受けている同措置を攻撃することは得策ではないという事情もあって、優遇措置を巡る全国的な議論は活発なものとはならなかった。

少数派優遇措置を削減または廃止する法案は、昨年度以降26州の議会においても提出されているが、いずれも通過するにはいたっておらず、今回の提案がどのような波及効果をもたらすかが注目される。

④ ニューヨーク市公立病院の民営化と市立病院の再編(1996年11月分)

ニューヨーク市内11の公立病院と数十の診療所を統括する同市保険病院機構理事会は、11月9日、コニーアイランド病院(ブルックリン)を、営利会社のPrimary Health System(本社ペンシルヴェニア州)にリースすることを10対3(欠席2白票1)で決定した。99年間に渡り広範な運営権を認めるこのリース契約は実質的には売却に等しい。ニューヨーク州では、営利企業による病院の所有や運営は厳しく制限されているが、この契約が州保険省から承認されれば、同州では最長かつ最大規模のものとなる。

肥大化した公立病院システムの改革はジュリアーニ市長の公約の一つであり、既に過去2年間で、市補助金の4分の3、病床及び人員の4分の1削減が実施されている。市当局は今回の運営委託によって、今年1億ドル、来年以降毎年3千万ドルの節約が可能と説明している。貧困地区に立地する同病院は、設備の老朽化、救急治療室の混雑、地元患者の他病院への流失等が問題化している病院の一つであり、Primary Health System社の資本導入によって、診断検査設備の改善、旧式のエレベーターの取り替え、病棟の準個室化、外来サービスの拡充等が図られることとなる。こうした設備、サービスの改善に期待する声

がある一方で、困窮者への慈善治療削減を懸念する住民、人員削減計反発する労働組合による抗議行動や、市議会議員、理事会メンバーによる訴訟も提起されている。

一方、供給過剰状態にある市内80の市立病院も、メディケア、メディケイドの払戻金カット、HMO（健康管理機関）によるコスト削減圧力に加え、来年1月に発効するニューヨーク州の医療費規制撤廃に伴い、経営の効率化に迫られている。今年6～7月には、3件の大型合併—Mount SinaiとNew York University、Beth IsraelとLong Island Jewish各メディカルセンター、New York HospitalとPresbyterian Hospital—が相次いで発表された。また、12月3日にはリトルネック病院（クイーンズ）の外来専門への転換が、12月6日にはジャクソンハイツ病院（同）の閉鎖が予定されており、これらは、同市における病院の再編、集約の流れを示すものとなっている。

（2）カナダの最近の動向

① オンタリオ州の自治体改革法案(1996年10月分)

10月17日、オンタリオ州の自治体問題・住宅担当アル・リーチ大臣は、自治体が納税者に対して従来より低いコストでサービスを提供することを可能とする立法案「地方政府改革法案(Better Local Government Act)」を州議会に提出した。

同法案は、自治体行財政全面的改革の第一歩とみられており、自治体法(the Municipal Act)を含む既成の43法令の改正、具体的には自治体議員数の削減、自治体選挙手続きの簡素化、融資を受け投資する納税者の利益の極大化、債務のリスク管理の改善、運輸諸手段の共同化等が盛り込まれている。

リーチ大臣によると、現在自治体を規制している諸法令は時代遅れで納税者に必要以上の負担を課すものとなっているため、地域のニーズに即応し、官僚制を打破し、有権者のためよりよく機能する新しいシステムを構築する必要があるとされている。来春、自治体関係法令のより一層の簡素合理化を図る大改革案が提出されるものと見込まれているが、今回提出された改革案の中では、市町村選挙制度の改革が大きな柱となっている。

原稿の「自治体選挙法(the Municipal Elections Act)」によると、候補者に対しては、選挙手続きだけで18ヶ月以上もかかるという大変煩わしいものとなっており、ここ10年来改革が叫ばれてきた。選挙年の1月に候補者が登録を開始し、11月選挙終了後、翌年6月に候補者は財務報告（政治資金収支報告）を提出しなければならないこととされているが、今回の改革により、この期間が18ヶ月から13ヶ月に短縮されることとなっている。

新選挙法案では、市町村選挙に関する権限を市町村に委譲し、電話や郵便による投票、投票場内でのコンピュータ投票、あるいはインターネットによる投票も可能となる。これらの新しい技術が導入されることにより、有権者の投票へのアクセスが一段と改善され自

治体選挙における投票率も向上するものと期待されている。

② メトロ・トロント大合併（メガシティ）構想に対し、構成市長、住民は難色（1996年11月分）

第二次大戦後のスプロール的都市圏の拡大成長に対応する革新的な広域行政圏のモデルとして世界的に注目され、その成果を誇ってきたオンタリオ州のメトロボリタン・トロント（トロント首都圏）の存廃に関して、近年様々な議論が出されていることは既に繰り返し報じてきたが、本年10月29日には同州政府のアル・リーチ市町村担当大臣より、現在のメトロ構成6市自治体を合併して単一のメガシティとする案が公にされた。1953年1月、トロント市と周辺12自治体を包含する連合的政府形態のメトロ・トロントが創設され、構成13自治体が通常の市民向け行政を行う一方、上位のメトロ政府が上下水道、幹線道路建設等の広域的業務を行うこととして以来、都市圏の成長発展に伴うインフラ整備を目的としたメトロ政府システムは世界の注目を集めてきたが、1967年には下位13自治体が6団体に統合再編されたほか、1988年にはメトロ議会の議員の大半（34名中構成6市長を除く28名）が構成自治体選出でなく直接公選とされ、現在に至っている。

メトロ発足当初は圏域内行政サービスの平準化等において華々しい成果をあげたメトロ政府もその後インフラ整備業務に留まらず廃棄物処理業務や社会福祉助成業務等まで執行するようになって以降、特に近年その非効率性が露わとなりつつある。巨大かつ官僚化したメトロ政府の解体、再編が叫ばれるようになった所以であるが、こうした動向の中で、オンタリオ州政府は前記のメガシティ構想を打ち出すと同時に、代案として構成6自治体中最小の2自治体を近隣市と合併し、メトロと4自治体とする第2案、並びにメトロ議員選出を1988年改革前同様直接公選ではなく構成自治体選出に戻すこととする第3案を公表した。

リーチ市町村担当相が3案中第1案のメガシティ構想が最も望ましいと考えている旨報じられるや圏域市民や構成市長、構成市会議員らから猛烈な反発が起こりつつある。市民は合併に反対しているほか、構成市長らはメガシティないしスーパーシティに統合するより、むしろメトロ政府を廃止し、現行6自治体で全行政を処理する方が2億4千万ドル節約できるとの対抗策まで示して州政府を牽制しているだけに、今後の州の対応が大いに注目されよう。

③ アルバータ州、福祉負担を大幅軽減（1996年11月分）

11月7日、アルバータ州家族・社会サービス省の発表したところによると、同州の福祉手当受給者数は1993年3月以来57%の大幅な減少を示した。1993年3月時点の94,087人から1996年11月には40,625人へと減少しているが、これは1993年6月ラルフ・クライン政権の誕生により劇的な福祉改革が断行されたことが大

きく影響しているようである。

アルバータ州における4万人余の福祉受給者数は1980年代の初めに石油ブームが去って以降、具体的には1982年9月以降最低の数となっている。1970年代の繁栄の後、アルバータ州経済を支える石油の価格が低下はじめ、同州経済が傾いて以来、失業者や福祉受給者が増加するようになり、税率が減少する一方で福祉・失業対策経費が増加することにより州財政は破滅的状況に陥ることとなった。クライン政権発足時の州負債は34億ドルに達し、勤労者一人あたりの州負債はカナダ10州中最大（一人あたり2,700ドル）となっていた。

クライン首相はカナダで一番厳しい行財政改革を推進してきたことで知られるが、ちなみに、同首相は1994年11月にはカナダの最有力市民団体「全国市民連合」から栄誉章が授与されている—こうした行財政改革の一環として福祉改革も断行された訳である。

1993年10月には、福祉手当の額が15%カットされたほか、単身で勤労可能とみなされる者には大幅な削減が実施されて以来、新規受給者も減少はじめた。手当の額はアルバータ州の最低賃金額とリンクしつつ削減されていったが、こうした努力もあって福祉予算は1993年の10億ドルから1996年には4億3千7百万ドルへと半減した。現在では同州の人口あたりの福祉受給者はカナダ10州中最低となっている。厳しい福祉改革に対して批判の声が聞かれることはいうまでもないが、行財政改革の実績をあげている進歩保守党クライン政権に対する州民の評価は高い。実際、1996年には12年ぶりに財政均衡を達成し公約より2年も早く黒字財政に転換したことは既に報じたとおりである。

2 ロンドン事務所

① クラーク蔵相、所得税減税を示唆(1996年9月分)

税制改革が次期総選挙の目玉となり、与野党が熾烈な舌戦を展開するなかで、クラーク蔵相は9月5日、保守党の新しい選挙ポスター「新しい労働党、新しい税金」を発表し、11月の予算案で現在24%の基本税率を20%まで引き下げることを示唆した。

大蔵省はこれまで公共部門借入金が予測を上回ったことを理由に、減税には消極的だった。しかし蔵相は8月に状況が改善し、「経済の持続成長、インフレや失業率の低下、生活水準の向上、個人消費の伸びなどが一度に起こりつつある。」と、年内の経済の持ち直しを予測した。

蔵相はまた、前回の総選挙以降の増税やインフレを考慮に入れても国内平均世帯の可処分所得は今年700ポンド増加したと述べ、「労働党は民営化された公共事業への課税、16～18歳に対する児童手当の廃止、スコットランドへの地方税などで所得の増加分を吸い上げようとしている」と主張した。

② 欧州通貨統合不参加は経済にダメージー大企業が反欧州機運に警告 (1996年9月分)

保守党内の欧州懐疑派が欧州連合(EU)の通貨統合について、今後5年間は経済通貨同盟(EMU)不参加という姿勢を打ち出すようメジャー首相に圧力をかけているのに対抗して、統合推進派の大企業15社が9月5日付けフィナンシャル・タイムズ紙に書簡を掲載した。

連名で書簡を出したのは、英國石油、ユニリーバ、ギネス、BATなど大手15社のトップで、年商合計は1兆5,000億ポンド。書簡の中で、EMUに参加しなかった場合、英國企業は長年にわたって不利な競争を強いられ、英國が世界最大級の市場から脱落するプロセスの始まりだと投資家に受け取られるだろうと警告した。EMU不参加国には将来的に導入されるEU新決済システムへの参加を制限しようとする動きが、最近フランスやドイツから出たこともある、実業界は英国内の反欧州派の勢力に実業界の親欧州派が力を合わせて反撃したのはこれが初めてで、閣内の統合推進派であるクラーク蔵相やヘセルタイン副首相にとって願ってもない後方援護となった。

③ クラーク蔵相公共部門賃上げ凍結を表明(1996年9月分)

クラーク蔵相は9月17日、公共部門の賃上げ率を昨年度以下に抑える方針を明らかにした。先月の収支が意外に伸びず、公共部門借入金(PSBR)が前年同月を大幅に上回ったことが理由とされており、4年連続の凍結措置となる。公共部門賃金査定機構への通告文の中で蔵相は、このところの低インフレと民間部門の小幅な賃上げを考慮に入れるべきだと

し、公共支出削減の必要性を強調した。国立統計局によると先月は民営化の進展に伴う売却益がかなりあったにもかかわらず、付加価値税(VAT)収入の伸び悩みなどから大幅な財政赤字となり、PSBRは50億ポンドに達した。これはシティの金融筋の期待を裏切るもので、あらためて政府の借入目標や減税の公約に疑問が投げかけられた。

一方、公共部門賃上げ凍結に対し組合指導者から強い反対の声があがっており、労働組合会議(TUC)のモンスク書記長は、「蔵相は総選挙で票を稼ぐための減税を、看護婦や教師など公共部門の基幹労働者の犠牲によって賄おうとしている」と非難した。

④ クック影の外相、単一通貨早期参加に慎重論(1996年9月分)

ロビン・クック影の外相は10月27日、欧州連合(EU)の経済通貨同盟(EMU)への早期参加に懐疑的な見通しを示した。

BBCのテレビ番組「オン・ザ・レコード」のインタビューでクック氏は、1997年の総選挙で労働党が政権を取った場合、EMUの第一波として英国が99年に参加するのには日程的に無理があるとし、参加を先延ばしする可能性を示唆した。

さらに、決定を左右する最大の要因は「加盟国間の経済の実力の収れん」であるとし、「雇用創出にメリットがあるという確信がない限り、ポンド切り下げのオプションを失うことは危険だ」と慎重な姿勢を示した。

統合推進派のブラウン影の蔵相はかねてより、99年のEMU参加に意欲を示しているため、政府保守党と同じく労働党内でも欧州政策をめぐる意見の対立があることが鮮明になった。

ブレア労働党党首の側近筋によれば、目下のところ通貨統合に関する党の統一見解はなく、経済的メリットなどを考慮の上、総選挙後に決定されるという。

(英國に関する記事は「英國ニュースダイジェスト」を参考にした。)

3 パリ事務所

(1) フランス

① 97年度予算歳入の部、国民議会で採択(1996年10月分)

10月19日、国民議会では97年度予算案の歳入の部がほぼ政府案のまま採択された（正式投票は22日）。主な内容は、①石油製品税：1月から1リットル当たり6～7サンチーム引き上げる。②法人税：96年から年商5000万フラン以下で利益の一部を自己資本に組み入れる企業について一定条件のもと33.3%から19%に引き下げる（利益の25%、または20万フランが上限）。③テレコム：コール・バックの発展の方向でUDF議員提出の修正案が可決され、将来VATは外国への発信はフランスでは非課税とし、逆にフランスでの受信はフランスのVATで課税する（現行はサービス支給国で課税）。④年金生活者：所得税控除の上限を3万1900フランから2万8000フランへと10%引き上げる（96年所得から）。⑤ファースト・フード：持ち帰り税率の現行5.5%から20.6%への引き上げは否決された。

石油製品税引き上げの見送り、VAT引き下げの日程決定（第一段階が97年12月）、ポンス法（海外県・領土への投資促進）の税控除見直しといった与党UDF（仏民主連合）が主張していた主な修正案は野党の支持を得ながらも、与党RPR（共和国連合）の多勢に押されほぼ軒並み否決される憂き目を見た。

② 公務員賃金、民間より上(1996年10月分)

INSEE（国立統計経済研究所）が2年毎に実施している賃金調査の最新統計によると、国家公務員の94年の平均賃金は手取り（即ち税込み、社会保障負担と国民福祉税除く）で1万1230フラン、民間の平均1万190フランを6%上回った。特に低賃金層が民間より状況が良く、民間の場合、労働者全体の20%が税、社会保障負担、国民福祉税込みで月6170フラン以下であるのに対して国家公務員の場合、月6580フラン以下は5%しかない。賃金の最上層部は民間平均1万6460フランに対し公務員1万7280フランと格差は少ないがここでも公務員の方が上。95年の場合は、国家公務員の平均賃金は手取り1万1630フランで前年比で1.8%の上昇。税、社会保障負担、国民福祉税込みでは平均年間で16万4900フラン。そのうち社会保障負担が2万1680フラン、国民福祉税が3720フラン。

③ 仏政府、ユーロ導入に向けて具体的行動開始(1996年10月分)

10月30日の閣議で、アルチュイ経済・財政省から単一通貨ユーロへの移行に関する報告が行われ、続いて、国民のユーロ理解を高めるため6年間に渡るユーロ広報キャンペーンを展開することが採択された。ユーロ観測センターが設置され、半年毎に状況をチェックするのと並行して、97年6月頃に詳しいユーロ資料を国民に配布する。そして、今年10月から98年始めまでが最初のユーロキャンペーンとなり、99年1月から2002年1月までがユーロ”修得”期間となる。

一方、シラク大統領は同閣議で、「2つ3つボタンを押せば Franc とユーロ間の交換値がすぐ分かるような小型の機械」を発明することを提案した。Franc からユーロへの移行は容易ではなく、ユーロへの道はできるだけ具体的という方針で、新機械発明には広く国民から案を募るようである。大統領は、「景況機関からは財政赤字の面で条件が満たせない」とみる向きが強まっているが、フランス政府、そしてもちろんドイツ政府もそれぞれ、単一通貨導入の日程と実施条件を尊重するため全力を尽くす」と述べ、そのため99年1月1日の単一通貨導入に向けて国民は準備しなければならない」と語った。

2 イタリア

① 北部同盟、税金の不払いを呼びかけ(1996年10月分)

北部同盟は10月15日、中央政府への抵抗運動の一環として、「税金の不払い運動」を呼びかける方針を明らかにした。北部同盟は北部地方の独立を宣言するなど、過激な言動で重税感を持つ一部有権者の支持を受けている。北部同盟は特に、西暦2000年にローマで開催予定の記念式典のための目的税や国営テレビ局 RAI の視聴料などの納付を1月1日からボイコットするように呼びかけている。

3 スペイン

① バスク自治州、税制権限拡大へ(1996年10月分)

スペイン政府と同国バスク自治州政府は10月23日、バスク自治州の税制改革案について合意に達した。合意によれば、アルコール、タバコ、ガソリンなどへの課税率を自治州が自由に決められるほか、所得税についても大幅なフリーハンドが認められる。バスク州の地方主義政党、バスク国民党は税制改革への合意成立と引き換えに、政府の1997年度予算案を支持する方針を確認した。

バスク自治州の税制上の権限拡大については、地域間の格差の拡大につながるとして野党の社会労働党を中心に強い批判がある。その一方で、国民党の少数政権に閣外協力するカタルーニャ同盟（同地方の地方主義政党）は、バスク自治州の税制権限拡大に賛成しており、将来的にはカタルーニャ州にも同様の権限を認めさせる方針を確認している。

4 シンガポール事務所

(1) シンガポールの概況

① シンガポールの地域行政改革に係る法改正(1996年10月分)

・選挙制度の改正

シンガポールの国会は1院制であり、国民の直接選挙で当選した議員（任期5年、議席定数81）、非選挙区選出議員（任期5年、定数4）及び大統領の任命議員（任期2年、定数6）から構成される。なお、非選挙区選出議員とは人民行動党が圧倒的多数を占める国会において最低限度の野党議員を確保するため、落選した野党議員の内得票率の高い順に当選者とする制度である。現在は公選議員中野党議員が4名いるため、非選挙区選出議員は存在しない。また、非選挙区選出議員及び任命議員は憲法改正、予算法案、内閣不信任案等については、表決に参加することができない。

1991年の前回の総選挙において、公選議員81名の内、60名は15の集団選挙区から4名1組で選出された。残り21名は21の小選挙区から選出されている。シンガポールは多民族国家であり、1995年12月現在人口の77.3%が華人系であるが、集団選挙区から立候補する候補者グループ4名の内1名は必ずマレー系・インド系等の少数民族でなければならない。

国会は10月28日、集団選挙区の定員を現在の3~4名から3~6名に変える国会選挙法改正案を可決した。また、今回の改正では、現行法において集団選挙区選出議員を全公選議員数の4分の3以下とするという規定が削除され、小選挙区選出議員を最低8名確保するという内容に改められた。なお、集団選挙区候補者グループ内の少数民族候補者の最低限度数は1のまま据え置かれた。（この結果、定員を4~6名とした15の集団選挙区及び9の小選挙区からなる全24区（定員83名）の新たな選挙区割が11月21日に発表された。）

ゴーチャル首相は、社会開発協議会（Community Development Council, CDC）の設置に向け（業務報告8月号参照）、より多くの既存選挙区を一つのタウンカウンシルにまとめたい意向であるといわれており、今回の改正で1選挙区あたりの議員数を増やし、同時に集団選挙区を広げることでそれを達成しようとしているようである。

この改正が多数政党に有利であるという野党の反発に対し、与党人民行動党側は一つの選挙区で敗北すれば一度に6議席を失う、と反論するとともに、13日トニー・タン副首相が選挙制度改正後も少数民族の比率は低下させないと新制度のアピールを行っている。

なお、現国会の任期は1997年1月5日までであるが、もしそれまでに国会が解散されなかつた場合は、国会選挙法の規定に基づき、任期満了後3ヶ月以内に総選挙が行われ、選挙後の新政府成立までは、暫定政府が国政にあたることになる。

・人民協会法の改正

社会開発省所管の法定機関である人民協会（People's Association, PA）は、シンガポールの草の根組織の運営・指導の中心となっている組織である。人民協会は教育、社交、文化活動、

スポーツ、レクリエーションやその他のコミュニティ活動を通して、結束力があり、活動的で文化的な国を作り上げることを目的としている。協会の会長はゴー首相が務めている。

人民協会は生涯学習や青少年活動の支援などの事業を行うとともに、約2,000人の職員の約半数を国民諮問委員会（CCC）や住民委員会（RC）、コミュニティーセンターといった草の根組織にシニアスタッフやマネージャーとして派遣し、各団体の運営にあたっている。

しかしながら、現行法での人民協会の草の根組織に対する権限はこれら既存のものに限られていることから、今後予定されている社会開発協議会の設立に対応するため、この度人民協会法改正案が上程され、10日国会で可決された。

改正により、人民協会の職務にシンガポール人の社会的な結束力の強化が含まれられ、この目標に向けた権限及び行動を遂行するという権限の拡大が認められた。また、人民協会職員は誠実に遂行したいかなる職務行為についても、訴訟を免れることとなった。

人民協会の副会長であるウォン・カンセン内務大臣は今回の改正について、成功者とそうでない者との社会的な協調を保つ上で必要であり、また、シンガポールは経済的に発展してきているだけに、社会の階層化に対し常に注意しなければならないと述べている。

（10月2日付けストレイツ・タイムズ他より）

(2) マレイシアの概況

① マルチメディア・スーパー回廊計画の詳細、明らかに(1996年8月分)

マハティール首相は8月1日、マレイシアの技術立国構想ともいえる「マルチメディア・スーパー回廊」(M S C) 計画について、具体的な計画内容と投資企業への優遇措置を明らかにした。同計画は、セパン新国際空港－クアラルンプル市内－プトラジャヤ新首都を包括する面積750平方キロの区域に、最新鋭の情報技術を集約した基幹通信網を整備するとともに、世界のハイテク企業を誘致して、一大情報技術都市をつくろうとするもの。当初段階における光ファイバー網等の情報インフラ整備にかかる投資総額は50億リング(約2,200億円)と見込まれている。

マレーシアは、2020年に経済面のみならず諸般にわたり先進国となることを目指した「ビジョン2020」構想を打ち出しているが、マハティール首相によれば、M S C計画は、同構想実現のための主要国家戦略であるとされる。マレーシアにおける情報技術の強化は、労働集約型の経済から、資本・技術集約型の経済への体質改善を促すとともに、OA化による労働力不足の解決や、生産性改善による経済レベルの引上げといった国家目標にも合致することから、先に発表された第7次国家経済開発計画の中でも重点項目のひとつに挙げられている。

この日の演説では、海外からの投資を促進するため、M S C計画への投資企業に対してはその投資内容によって5～10年間の法人税免除措置が行われるほか、M S C地域を地域ハブとして利用する企業に対しては、主要インフラ整備プロジェクトの優先発注や、首相や副首相が出席する政府諮問委員会への出席が認められる等の優遇措置が採られることが明らかにされた。また、投資企業に十分な労働力と技術者を確保させるために、来年内にM S C計画への投資を誓約した企業に対しては、外国人雇用人数や外資比率に関する規制を撤廃する措置も採られる。

マハティール首相は、こうした大規模な優遇措置を採用できる背景として、マレーシア政府がM S C計画実現への強固な意思を持ち、迅速な決断ができる政府であること、国会の協力が確信できることを挙げ、マレーシアの政治的安定状況が投資環境として適していることを強調した。そのうえで、M S C計画における進出企業の自由な情報伝達と知的所有権を保証するマルチメディア関連法案の国会通過も問題がないと述べた。

また、情報技術産業の投資先として競合すると見られるシンガポールとの関係については、企業にとってはM S C区域内への投資の方がコスト的に安く付くだけではなく、同地域がシンガポール全国土よりも大きい面積を持ち、またアジア最大となるセンパン新国際空港を備えるなどを挙げ、成功の自信を表明した。

M S C計画には、既に国外の大企業100社以上からの参加の確約が取れているほか、世界的なコンピュータ・ソフト産業であるマイクロソフト社や、日本からはN T Tが参加

に関心を示しているという。

(ニューストレーツタイムズ、ストレートタイムズ8月2月付より)
(「マレーシア第7次経済開発計画」参照)

② 地方自治体のゴミ処理事業、民営化へ(1996年9月分)

マレーシアの地方自治体業務の中で大きな部分を占めているごみ処理事業が、民営化されることとなった。高度経済成長により都市化が進むマレーシアでは、ごみの量も年々増加の一途をたどっており、1992年の統計では年間200万トンを超え、2000年には年間900万トンに達するとみられている。

これにともなって、地方自治体の財政負担も増加しており、1990年時点の調査で、市レベルの自治体では平均で総歳出の約30%弱が、町レベルでは平均で約50%がごみ処理に費やされており、中には総歳出の80%を費やしている自治体もある。一方で、都市化の進展に伴って、地方自治体における開発行政の重要性が高まっていることから、歳出の面でも、業務量の面でも、ごみ処理業務が地方自治体の重荷となってきたという状況がある。

現在、マレーシアのごみ処理の方法は、全国155カ所の処理場のうち、約半分の73カ所が埋め立てを行わない屋外投棄によっており、焼却を行っているのはわずか4カ所にすぎない。屋外投棄が行われている地域では、ハエなどの害虫の発生、悪臭、自然発火や動物によるごみあさり等が発生、環境問題にもなっている。

こうした状況に対して、政府は1988年に住宅地方自治省を中心として、「A Beautiful And Clean Malaysia」と呼ばれるアクション・プランを策定し、民営化も視野に入れつつ、ごみ処理業務の効率化、処理場の衛生化に取り組んできた。

政府はさる6月、地方自治体のごみ処理事業の民営化と、発注先の業者を発表したが、このねらいは、民営化を行うことによって、地方自治体の財政面、業務面の負担を軽減するとともに、ごみ処理の先進技術の導入と民間部門の効率的なごみ処理運営により、環境問題の解決を図ることにある。

しかし、民営化によって、最も問題となるのが、ごみ処理費用の負担。地方自治体の業務となっている現在は、費用は税金によってまかなわれているが、民営化後は住民の負担が原則となる。これに対しては、住民の側から税金に加えて、ごみ処理料金を払うということに抵抗が大きく、既に実施されている下水道事業の民営化の際にも反対があつた経緯がある。

このため、政府内では、ごみ処理料金の支払いについて検討が続けられており、ティン・チューペー住宅地方自治相は、8月26日、住民が負担するごみ処理費用を地方自治体が負担することも選択肢の一つだと述べるとともに、住民が直接業者に料金を払うことになった場合は、地方自治体の主要財源であり、土地・建物の評価額を課税標準として課税される「評価税」を20%程度減額するようにならなければならないだろうと語った。また、同時に、地方自治体は、住民の地方自治体業務に対する理解を高めるよう努力するよう呼びかけ、自治体と住民との対話集会を頻繁に開催することを提案した。

(ニュー・ストレーツタイムズ6月10日、8月27日ほかより)
(マニラ地方分権会議(96.1)マレーシア・カントリーレポートほかより)

③ サービス・情報産業の強化を主眼とした来年度予算案発表される(1996年10月分)

アンワル副首相兼蔵相は、10月25日来年度予算案を国会に上程した。第7次マレーシア計画下での初めての予算となる同案は、同計画の主眼である資本・技術集約型の輸出産業育成と生産性改善を通じた経済成長の持続、貿易収支の改善に重点を置いた内容となっている。歳出予算総額は昨年度比8.1%増の599億8200万リンギ(約2兆8千億円)。内訳としては、開発支出に昨年比21.5%増の172億6900万リンギ(約7943億円)が、一般支出に昨年比3.6%増の427億1300万リンギ(約1兆6480億円)が当たられる。

この予算の重点となった資本・技術集約型の産業形態の移行促進については、国家プロジェクトであるマルチメディアスーパー回廊計画への投資に対する税制上の優遇措置を盛り込んだほか、高度材料、情報技術等に関する研究開発に7億2140万リンギ、さらにこれを支え、生産性改善のキーとなる人材研修と教育に昨年度より18億リンギ多い132億リンギを計上した。

さらに経常赤字の削減を進めるためにはサービス業関連の輸出増加が必要であるとの観点から、同業種の国際競争力を高めるため、金融や機械技術、法律、会計などの専門サービスの輸出についてサービス税の免除措置がとられたほか、経常赤字をもたらす中間財・資本財の輸入を抑えるため、これらの財に対して講じられている輸入税等の非課税措置の廃止や国内の中間財生産企業等に対する税制上の優遇措置の創設等が行われることになった。

また、社会開発の面では、都市部と農村部の生活レベルの差をなくすことを課題として、農村部の道路建設、水道・電気の供給などインフラ整備事業に約70億リンギが計上されたほか、貧困層の生活向上プログラム、低価格住宅の建設促進、自動車の排ガス等による環境汚染対策等が重点項目とされた。

さらに、この日、この新年度予算案と併せて、大蔵省の経済報告が発表され、今年の実質国内総生産(GDP)の伸び率が8.2%と予測されていることが明らかにされた。マレーシア経済は昨年9.5%の高成長を記録したが、今年は、GDP比44.6%のシェアを占める製造業、同じく34.5%のサービス業の輸出の落ち込みから、輸出全体の成長率が22.9%成長から5.8%に大幅に鈍化。また、国内需要と個人消費も昨年の17.4%成長から10.6%へと落ち込むことが予測されていることから、全体として成長減速の見通しとなった。なお、来年の成長率はさらに減速し、8.0%成長と予測されている。

一方、インフレ率を示す消費者物価指数の伸びは、今年1~9月期で3.6%の低率にとどまっており、過熱経済の懸念はとりあえず払拭されている。また、93年以来赤字が続く貿易収支は、輸出の成長が減速するものの、輸入も大幅に鈍化する見込みであるため、4年ぶりに46億ドルの黒字に転じるものと見込まれている。

(ニューストレーツタイムズ10月26日号より)

(ビジネスタイムズ10月26日号より)

(歳入)

単位は百万リンギ

所得税	23,545
その他直接税	3,364
輸出税	975
輸入関税	6,683
物品税	6,292
売上税	5,736
サービス税	1,357
その他間接税	1,893
資産運用・非税金収入等	10,933
合 計	60,778

(一般支出)

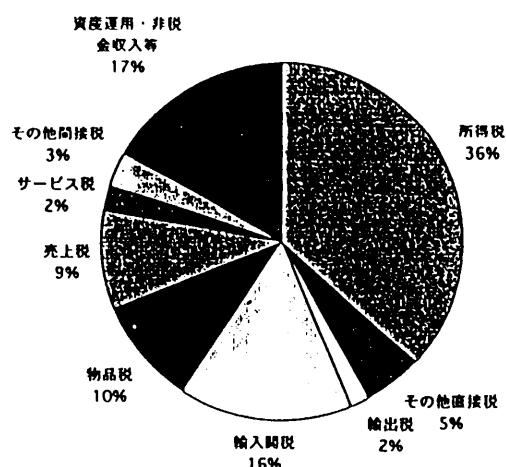
給料	14,925
年金及び退職金	3,648
債務返済	6,585
州への補助金	1,552
供給・サービス	5,890
補助金・助成金	1,719
奨学金等	1,530
資産投資	1,059
その他一般支出	4,505
合 計	41,413

(開発支出)

国防・警察	2,776
教育	2,354
保健衛生	579
住宅	929
その他社会支出	1,174
農業・地域振興	1,350
公益事業	1,092
産業貿易	1,403
運輸	4,063
その他経済支出	1,049
合 計	16,769

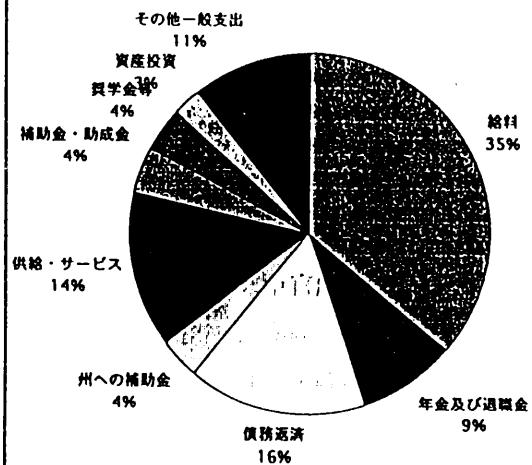
歳入内訳(外部借入等を含まない)

総額 607億7800万リンギ(約2兆9600億円)



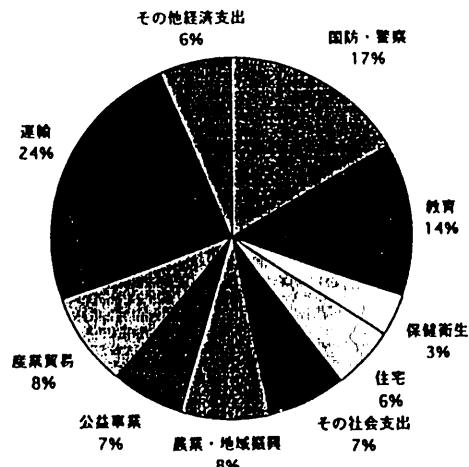
一般支出内訳

総額 414億1300万リンギ(約1兆9千万円)



開発支出内訳(直接支出額のみ・州等への貸付金を含む)

総額 167億6900万リンギ(約7714億円)



(2) インドネシアの概況

① 知事の権限について(1996年9月分)

第5次スハルト内閣(1989年～1993年)の閣僚であったエミル・サリム氏(前環境担当国務大臣)が、ジャカルタ特別特定州庁舎での月例講演の後、ジャカルタ、ボゴール、タンゲラン、ブカシが将来に向けた挑戦(大気汚染、過密、所得分配の不公平の解消など)を進めるに当り、ジャカルタ州知事の権限を強化すべき旨の発言を行ったとの新聞報道がなされた。

ボゴール、タンゲラン、ブカシは各々、首都ジャカルタに隣接する西ジャワ州の県であるが、これらの地域とジャカルタは一体となった経済圏を形成しており、経済発展著しいインドネシアにおいて最も注目を集めている地域と言われている。

今回エミル氏は、ボゴール、タンゲラン、ブカシが西ジャワ州から分離されるべきであるかどうか明確には発言しなかったと報道されており、自治体の広域行政の展開について言及したものかは不明であるが、同国の地方自治に関し、今後注目すべき動きのように思われる。

インドネシアの地方制度は、1974年の法律第5号に基づき、基本的に第1レベルと第2レベルの自治体から構成されている。

これら第1レベル、第2レベルの自治体はそれぞれ「DPRD(地方代表者議会)」と呼ばれる、選挙等によって選出される地方議会を持っている。

自治体の長及び地方議会の議員の任期は、各々5年間(大統領や国会議員と同様)となっている。

第1レベルの自治体は、27のPropinsiと呼ばれる「州(24)」及び「政令州(3)」から構成されている。政令州は、ジャカルタ特別特定州、アチュ特定州及びジョグジャカルタ特定州である。Propinsiの長は「Gubernur(州知事)」と呼ばれ、内務大臣の推薦によって大統領が任命することとなっている。

なお、Kotamadya Administratifと呼ばれる「行政区」が、首都ジャカルタ(5)及びリアウ州(1)に置かれている。これらは、第2レベルの自治体と同格のステータスを持つが、地方議会は設置されておらず、行政区であって自治体ではないとされている。

第2レベルの自治体は、Kabupatenと呼ばれる「県(243)」及びKotamadya「政令市(57)」から構成されている。Kabupatenの長は「Bupati(県知事)」、Kotamadyaの長は「Walikotamadya(政令市長)」と呼ばれ、州知事の推薦によって内務大臣が任命することとなっている。

第2レベルの自治体(県、政令市)の下には、自治権を持たない行政区として、Kecamatanと呼ばれる「郡(3,903)」が置かれている。また、政令によりKota Administratifと呼ばれる「行政町(33)」が置かれているが、この行政町の場合は郡と異なり県の区域内のみに置かれている。

さらに、郡の下には、農村部でDesa、都市部ではKelurahanと呼ばれる「村(Desa:58,848 Kelurahan:5,556)」が置かれている。

【出典】 ジャカルタ・ポスト(9月12日) DATA WILAYAH ADMINISTRASI PEMERINTAH(インドネシア内閣省資料) インドネシアの地方政府制度(地方自治会) インドネシアの政治体制と行政機関、インドネシアの組織図(アジア屈指新興) ビジネスガイド・インドネシア(ショロ)

② 内務省について(1996年10月分)

来年1997年は総選挙の年である。同国では、総選挙法(1985年法律第1号)に基づき、大統領は内務大臣を長とする「総選挙庁」を設置することになっており、総選挙に関する一連の事務は内務省で行われているようである。

内務省業務の中心となるのは、「国内における社会・政治」「地方自治」「地方開発」「農村部の地域社会開発」の各分野とされている。

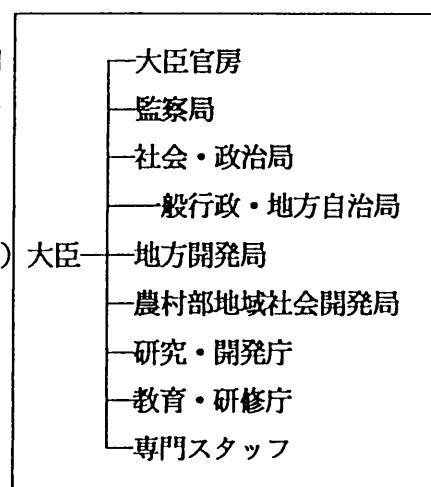
同省の組織は、内務大臣(ヨギー・スワルディ・メメット氏、退役陸軍中将、前西ジャワ州知事)を筆頭に、省全体の事務を調整する「大臣官房」、査察・監督・業績評価を行う「監察局」のほか、国内の社会・政治全般を所管する「社会・政治局」、地方政府の自治と地域レベル(自治権を持たない行政区域)の行政を所管する「一般行政・地方自治局」、地方の開発を所管する「地方開発局」、農村部における地域社会(コミュニティ)の開発を所管する「農村部地域社会開発局」、その他付属機関として、内務省が抱える行政上、技術上の諸問題について解決策の研究・開発を進める「研究・開発庁」、職員の研修機関である「教育・研修庁」で構成されている。さらに、大臣が必要に応じて設置するとされている専門スタッフ(6名)があり、同省の組織構成は図1に示すとおりである。

局の内部は、局全体の事務を調整する「局官房」と各種業務を分掌するいくつかの「課」で基本的に構成されている。
【図1：内務省の組織構成】

例えば農村部地域社会開発局の場合、「局官房」「農村部開発指導課」「農村部社会回復指導課」「農村部経済活動促進指導課」「天然資源開発・農村部定住指導課」「農村部技術利用指導課」で構成されている。他の局の構成については、社会・政治局の場合、局官房及び5つの課(以下、1官房5課という)、一般行政・地方自治局の場合1官房6課、地方開発局の場合1官房4課となっている。

局の長は「局長(Direktur Jenderal)」、局官房の長は「局官房長(Sekretaris of Direktorat Jenderal)」、各課の長は「課長(Direktur)」と呼ばれ、これらの間における指揮命令系統は、内務省関係者からの情報によると、「局長→局官房長→課長」のようである。

なお、現在インドネシアには20の「省」がある。これらの組織構成は、国防治安省を除き、内務省の場合とほぼ共通(大臣を頂点に、大臣官房、監察局、各種業務を分掌する局、付属機関、専門スタッフで構成されている)なものとなっている。



【出典】 DIRECTORY OF THE R. I GOVERNMENT 1996 (MITRA INFO, JAKARTA) ASEAN諸国総合年報 アセアン諸国の政治体制・スハルト体制の構造と変容 アジア動向年報1996 (アジア動向研究所) LOCAL GOVERNMENT AND THE ROLE OF THE DEPARTMENT OF HOME AFFAIRS, REGIONAL ADMINISTRATION AND DEVELOPMENT IN INDONESIA (インドネシア内務省) INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK (インドネシア情報省) インドネシア・ハンドブック 1995/1996版 (ジャカルタ・ジャパン・クラブ)

(4) タイの概況

① 43都県で不法入国の未熟練外国人労働者を条件付きで許可(1996年8月分)

深刻化する労働力不足の解消を図るため、タイ政府は一定の条件の下で、タイですでに働いている推定90万人以上の不法入国者の就労を許可することを決定した。今回の措置は、低賃金で労働集約的な仕事にタイ人を雇用することが著しく困難となっている状況下における雇用主からの強い要望に応えたもので、今年9月から実施される。

政府は、未熟練労働者不足が特に深刻化している農業、漁業、建設、鉱業、運輸業及び製造業等での不法入国者の就労を国内の43都県を対象に2年間認めることとした。登録届出を条件に、現在90万人以上いるといわれる不法入国外国人労働者の存在を事実上認めるとともに、タイ人労働者と同等の法的保護を与えることとなった。

雇用主協会がまとめた統計では、タイは136万人の労働力不足。特に、農業、漁業、建設、鉱業、運輸部門で深刻化しており、このためミャンマーを中心廉価な労働力の雇用が国境周辺の県で進み、大量の密入国者を生んでいる。現在就労地域はバンコクまで広がっているという。

タイ政府は昨年末から各県における不法就労者数を調査、その数が1万人を超える県については労働力不足が顕著とみなし、外国人労働者の雇用を認める方針で雇用規定の草案作りを急いできた。今年5月には労働社会福祉省・雇用局、首相府・国家安全保障委員会(National Security Council)及び内務省の3者が最終草案の協議を終え、雇用者に対する説明会を開催。草案は6月25日に閣議決定された。それによると、不法入国した外国人労働者の雇用が可能となるのは39都県であり、就労者には警察庁移民局(Police Department's Immigration Bureau)への届け出と1,000バーツ(1バーツは約4円)の保証金が義務付けられる。就労者には1年間有効の就労ビザが発効され、更新が可能。もし労働者が行方不明になった場合には、保証金は没収され、労働者には5,000バーツの罰金又は3ヶ月の拘留若しくはその両方が課される。就労期間は2年間とし、その後は本国送還となる。対象となるのは39都県で約70万人と推定されるミャンマー、ラオス、カンボジアからの不法入国者であるが、そのうちの80%以上は漁業や農業で働くミャンマー人であるとみられている。

これに続く7月16日には政府は、ノンタブリー、サラブリー、パトゥムターニ及びランパーンの4県も対象に決定した。(この4県だけでも39都県の70万人とは別に20万人もの外国人労働者がいると推定されている。)

この結果、最終的に全国43の都県で、内務省、労働社会福祉省及び国家安全保障委員会の承認を条件に未熟練外国人労働者の就労を認めることとなった。業種も前期の5業種に家政婦(households)、製糸業、窯業(煉瓦・壺製造業)が加えられた。ただし、労働者は今年6月25日前にタイに入国していた者に限られる。また労働法も改正され、雇用主

は外国人労働者にも、労働法の規定を適用しなければならなくなり、労働者にとってはタイ人同様の福利厚生や最低賃金が保障される。雇用主は9月1日から90日以内に、すでに雇用している外国人労働者の数を報告しなければならない。

タイ国内の外国人労働者については、1978年に制定された「外国人職業規制法」により、許可制となっており、タイ国内で就労を希望する外国人からの申請に対して、就労許可（ワーク・パーミット）を発給（有効期間は1年間）している。しかしながら一部職種については、タイ人の雇用機会を奪うことやタイの基幹的技能分野の成長、発展を阻害しかねないことから部分的ないし全面的に禁止している。

ところが、ミャンマー、ラオス、カンボジアの3国はタイに隣接しているため、従来からこれら3国から仕事を求める人々が簡単に国境を超えて入国することができ、政府の許可を得ずに就労してしまう者が後を絶たず、こうした人々の不法入国自体を阻止することや一旦入国してしまった人々の国内での行動を監視することは非常に困難であった。

タイでは1992年3月、当時のアナン首相政権下で規制を一部緩和し、ミャンマーに近い4県（ラノーン、ターカー、カンチャナブリ、チェンライ）に限って未熟練労働者の就労を許可することにしたが、今回の決定は、その範囲を一挙に全国76都県中、43県まで広げることとなった。

また今回の措置は、不法入国した労働者たちを登録させることによって、政府側をこれら労働者の国内で管理をしやすくするという効果も狙っている。具体的には、被雇用者、雇用者及び政府機関の代表者から構成される委員会(Panel)が設置され、彼らの行動の監視を行うこととなった。

（参照：1996年6月27日付けストレートタイムズ、1996年7月28日、8月7日付バンコクポスト、バンコク日本人商工会議所「タイ国経済概説」ほか）

② 減速続くタイ経済(1996年10月分)

1980年代後半から高い経済成長を続けてきたタイの経済が後退し始めている。今年上半期の輸出の伸び率は3.6%と昨年同期の26.9%を大きく下回った。国家経済社会開発委員会（N E S D B）は、9月に今年の経済成長率予測をこれまでの8%から7%に下方修正。貿易収支、經常収支赤字も史上最高を記録した95年を上回るペースで拡大している。歳相や中央銀行総裁の更迭など責任回避策を繰り返すだけで、明確な経済対策を打ち出せずに終わったバンハーン政権での政局の混迷が、タイ経済を一段と失速させてしまった。

80年代前半から5%前後の経済成長率で推移していたタイ経済は、80年代後半になると、輸出の拡大・投資の増加などにより、88年から90年まで実質経済成長率がそれぞれ13.3%、12.2%、11.2%と、3年連続して二桁成長を達成、かつてない高い成長を記録した。91年、92年には主として民間の投資、消費の伸びが落ちたこと及び92年に起きたクーデターの影響等により成長率がそれぞれ8.5%、8.1%へと下がったが、その後の工業品を中心とした輸出の増加や金利の低下による投資の拡大を背景に、93年に8.3%、94年には大幅な輸出の好調に支えられ、8.8%にまで回復した。95年に入ると、後半に12年ぶりと言われる大洪水に見舞われ大きな被害が出たものの、引き続き堅調な輸出の伸びと消費の拡大により、8.6%に達した。

一方、95年の貿易収支の赤字は、生産・消費の拡大に対応して消費財、原料・中間財を中心とした輸入が急増したため、94年よりも5割以上拡大して、約3740億バーツ（1バーツは約4円）となり、経常収支の赤字も約3370億バーツ（国内総生産GDPの8.1%に相当）へと拡大した。（94年は同5.6%であった）。

貿易収支の大幅な悪化に加え、最近旅行収支の支払いが拡大しており、これも経常収支赤字拡大の一因となっている。95年のタイ人海外旅行者は、延べ180万人。海外での消費額は1260億バーツで1人当たりでは7万バーツになる。香港、シンガポールなどへの渡航者が急増しており、大半が高級ブランド品の購入に充てられているとみられている。金融面では、景気過熱によるインフレの進行、貿易収支・経常収支の悪化などから、中央銀行は金融の引き締め策を探り、94年9月に続いて95年3月にも公定歩合を引き上げた。

今年に入って、4月、政府はインフレ抑制、経常赤字削減を目的として5項目の対策を閣議決定、1人5千バーツを超える海外での輸入品に対して課税したり、市中銀行の貸し出し増加率を下げたりなどした。5月には、化粧品・香水、革製バッグなど13品目の高級ブランドの輸入関税引き下げを閣議決定した。政府ではこの関税引き下げにより11億7600万バーツの税収減が見込まれるが、関税引き下げで輸入量が増え、相殺されるとしており、また外国人観光客のタイでの支出増が期待できると発表した。これを受けて、4月から実施されていた海外からの購入品に対する課税対象下限は、5千バーツから1万バーツに引き上げられた。これらの政策は、高級ブランド品の輸入関税を引き下げるにより、海外でのショッピングのメリットを低めるとともに、海外購入品への課税を高めることにより購買意欲を抑え、国内での購入を増やすことを狙ったもので、ともに経常赤字削減策の一環である。

6月には経常赤字是正のための輸出振興及び輸入抑制策として、17項目の政策を閣議決定するとともに、現在の高い貸出金利が輸出伸び率の足を引っ張り、投資を低迷させているとして、中央銀行(BOT)に対しては金利引き下げを、国税局には法人税引き下げを指示した。この背景には、1~3月までの第一四半期における輸出の伸び率が前年実績の24.3%を大きく下回る7.5%にとどまったことがある。

6月下旬の閣議では、5月に既に決定していた高級ブランド品13品目の関税引き下げについて、国内産業が被る打撃への配慮が欠けていたとして、関税引き下げ率を修正した。化粧品・香水、皮革製品、衣料などの関税は従来の税率よりも低いものの5月の閣議決定時よりは高くなつた。また、輸出伸び率が落ち込んでいる皮革、製靴、衣料部門などには原材料輸入税の引き下げを認めた。高級ブランド品の関税率引き下げについては、5月の閣議決定後、国内の繊維業界などから、「関税引き下げが行われると、廉価な輸入製品の氾濫に太刀打ちできず、導入するなら原料の輸入関税も引き下げてもらわないと困る」、と言う意見が相次いで出され、バンハーン政権が対応に苦慮していた。

7月、タイ中央銀行は今年の実質経済成長率の見通しを8.3%から7.8%に下方修正するとともに、経常収支の赤字は当初見通しの3080億バーツを上回る3660億バーツ（GDPの7.8%）に達するとの見解を発表した。（95年は3370億バーツ[GDPの8.1%]）。また、輸出の伸び率も当初の17.4%から10.2%に大きく下方修正した。

今年上半期の輸出の伸び率は3.6%（前年は26.9%）と大きく落ち込み、対米貿易では過去10年で今年上半期に初の赤字を計上するなど、輸出不振はますます深刻な事態となっている。

政府は8月下旬、緊急会議を開いて税制及び関税手続き、原料調達、貿易政策など新たな輸出振興策を発表した。しかし、経済問題担当のアムヌアイ副首相自身、政府の遅すぎる対応を認め、今回の輸出振興策を来年の輸出成長に向けた土台とするという見方を示した。

輸出の伸びが衰えた理由としては、衣料品、履物など労働集約型製品の国際競争力が、生産コストの上昇により低下したこと、米国がタイの環境保護の遅れを理由に冷凍エビの輸入を禁止したことなどが挙げられる。

輸出の鈍化をはじめ株式市場も低迷が続いている、これらの早期打開を図るべく、政府は9月に輸出促進のための広範な減税措置を発表。国家経済社会開発委員会〔N E S D B〕も今年の実質経済成長率予測を8%から7%へ下方修正したが、経済成長率が8%を下回るのは1987年以来実に10年ぶりのことである。アムヌアイ副首相は、経済に明るい専門家だけで構成する経済閣僚チーム“ドリームチーム”を作ろうと提案している。

このように経済減速が続くタイにとって、有効な経済対策が次の新政権にとって、緊急かつ重要な課題となっている。（参考）「タイでの事業展開」（さくら総合研究所・環太平洋研究センター編）、7月26日付けアジアタイムズ、9月11日付けストレートタイムズ、「タイ王国案内」（在タイ日本国大使館）など。

タイ中央銀行の96年経済見通し

	1994	1995	1996 (当初)	1996 (修正)
GDP 成長率(%)	8.8	8.6	8.3	7.8
消費	8.0	7.6	7.5	6.7
投資	12.6	12.2	10.2	10.0
物価上昇率(%)	5.0	5.8	4.9	5.5
食品	6.9	8.1	—	7.7
非食品	3.8	4.2	—	4.1
貿易				
輸出(10億バーツ)	1,118	1,381	1,634	1,522
増加率(%)	21.3	23.6	17.4	10.2
輸入(10億バーツ)	1,345	1,755	1,987	1,932
増加率(%)	17.6	30.5	15.1	10.1
貿易収支(10億バーツ)	-227	-374	-353	-410
経常収支(10億バーツ)	-203	-337	-308	-366
(対GDP比: %)	-5.6	-8.1	-6.5	-7.8
金融				
銀行預金増加率(%)	13.1	18.2	17.4	16.8
民間貸出増加率(%)	30.1	24.2	24.5	19.0

(資料) Bank of Thailand

タイの国際収支

(単位: 億バーツ)

	1991	1992	1993	1994	1995P
A. 貿易収支	-2,473	-2,054	-2,217	-2,268	-3,787
輸出	7,205	8,152	9,214	1兆1,180	1兆3,893
輸入	9,678	1兆0,206	1兆1,431	1兆3,448	1兆7,680
B. 貿易外収支	464	289	416	-48	274
旅行	739	607	590	431	1,006
投資収益	-476	-547	-637	-743	-962
政府	-13	3	5	13	2
その他	214	226	458	251	228
C. 移転収支	76	164	190	284	156
D. 経常収支(A+B+C)	-1,933	-1,601	-1,611	-2,032	-3,357
E. 資本収支	2,882	2,407	2,659	3,059	5,466
直接投資	471	500	398	219	300
証券投資	8	235	1,382	619	1,047
政府	76	-79	-41	-9	28
その他民間	2,327	1,751	920	2,230	4,091
F. 誤差脱漏	109	-35	-60	21	-314
G. 総合収支(D+E+F)	1,058	771	988	1,048	1,795

(注) P = 暫定値

(資料) "Quarterly Bulletin, Mar. '96" Bank of Thailand

(5) フィリピンの概況

① フィリピンの教育における課題について(1996年9月分)

(1) 識字率、就学率の低下

フィリピンの識字率は、1995年度のユネスコ統計では、94.6%であり、他の ASEAN諸国と比較しても高い水準である。

[シンガポール91.6%、タイ 93.8%、マレイシア83.5%、インドネシア83.8%、ミャンマー83.1%]

就学率についても、1993年度の同統計では、中等教育機関（ハイスクール）への就学が81%であり、さらに高等教育機関（大学）への就学は26.2%と、ほぼ日本なみの非常に高い水準を誇っている。[マレイシア…中等教育59%・高等教育7.2%、インドネシア…中等教育43%・高等教育 10.2%、タイ…中等教育37%・高等教育18.7%、ミャンマー…中等教育23%・高等教育 4.8%]

しかし、生活の困窮に加え、近年の経済の急激な成長や社会情勢の変化に伴い、未成年が労働の場に駆り出される傾向が顕著となり、満足に教育を受けられない児童生徒が増加していることから、識字率、就学率の低下が懸念されている。

国家統計局（NSO）の調査によると、1995年7月の未成年労働者（5才～17才）の数は、370万人〔5～9才22万人、10～14才165万人、15～17才182万人〕で、1989年度に実施された前回調査に比べ約80万人も増加し、年をとっても増加傾向にある。政府は、こうした未成年の労働問題を深刻に受け止め、事業主への取締りを強化するなど、問題解決に乗り出している。

(2) 教員の不足

政府は、現在、深刻な教師不足に頭を悩ませている。

これまで、フィリピンでは、年間平均約6.5%に及ぶ人口増加などによって、年々、児童生徒が増加して慢性的な教員不足に悩まされていた。それに加え、今年度から小学校入学年齢の一年繰上げられ、学生数が90万人も増加することから、特に教員不足が深刻になっている。教師数を単純に計算すれば1教師あたり児童75人の生徒を抱える状態であり、現在、約9,000人が不足していると言われている。因みに、東南アジアの他の国の様子を見てみると、1教師あたりの生徒数はマレイシアが20.2人、インドネシアが23.2人となっており、その割合が3倍以上になっている。

教師不足については、少なくとも5千人の教師経験者が海外においてメイド等で働いているとの統計もあることから、1ヶ月の平均給与が、5千～6千ペソ（約2万1千円～2万5千円）と低水準にとどまっていることが一つの大きな原因だとして指摘されている。

政府は、本年から、教員不足の解消に本腰をいれるため、約19億ペソの国家予算を投入し、教員補充を図るとともに給与等の教員待遇の改善に努めるなど、その対策を講じている。

(3)大学改革

人口7千万人のフィリピン国内には、現在のところ、1,282もの大学（宗教系私立大学281、非宗教系私立大学738、国公立大学107、その他コミュニティ・カレッジ156）が存在する。世界最大の人口12億を抱える中国には、大学が500校あまりしかないことから考えると、その数は驚異的である。（因みに日本の大学の数は、1995年統計では、538校である。）しかし、フィリピンにおける大学の水準は、大学数の割りには、それほど高いレベルに達しておらず、教育関係者の間からは、大学改革の必要性が指摘されていた。

こうした状況を踏まえ、政府（教育文化スポーツ省）は、大学教育の量から質への転換を正式に打ち出し、これ以上の大学の新設を認めず、既設の大学のレベルアップを図るため、全面的に支援していく考えである。既に、政府は、多くの大学において、教育施設や授業カリキュラムの内容が満足のいく水準でないため、教育設備の購入、図書館等の施設の拡充などに取り組んでいく方針を打ち出している。

（9月15日付けマニラブリテン、ユネスコ統計年鑑1995年版ほか）

(参考)

①教育制度

段階	就学期間	対象年齢	備考
①初等教育	6年	7～13才	義務教育
②中等教育(ハイスクール)	4年	14～17才	
③高等教育(ユニバースティ、カレッジ)	4年	18～21才	

*学年度は、6月～翌年3月

②教育費支出

国名	対国民生産賃比率(%)	対政府総支出費比率(%)
フィリピン	2.4	10.5
シンガポール	3.4	19.8
タイ	4.0	19.6
マレーシア	5.1	16.9
インドネシア	1.3	—
日本	4.7	16.6

③識字率

国名	全體	男	女
フィリピン	94.6	95.0	94.3
シンガポール	91.6	96.2	86.8
タイ	93.8	96.0	91.6
マレーシア	83.5	89.1	78.1
インドネシア	83.8	89.6	78.0
日本	99.9	99.9	99.9

[1995年ユネスコ統計年鑑等から]

② フィリピンの国家機構について(1996年10月分)

フィリピンには、75の州と2つの準州がある。（フィリピンの州と準州は、地方自治体と考えられている）また、全土は、14の広域ブロック（12の行政区（リージョン）、1つの自治区、マニラ特別区）に分けられる。

この国の政治体制は、支配下にあったアメリカ合衆国の影響を強く受けており、同国型の大統領制を採用している。中央レベルでは、統治制度は、大統領を中心に行政、立法、司法の三権分立がとられ、地方レベルでは、州、市、町、バランガイ（村）といった地方自治体と中央政府の地方出先（広域）機関を有している。

大統領は、国家元首であると同時に行政府の長でもあり、国民による直接選挙で選出される。マルコス元大統領時代の一時期、議院内閣制に移行していた以外は（同期間には首相に行政権が属していた）、一貫して行政権は大統領に属している。大統領の任期は一期6年で、1987年に改正された現行憲法のもと厳格に再選が禁止しされており、副大統領も連続3期（1期3年）以上在職することができなくなった。（マルコス元大統領が政権延長のため、1973年に憲法改正により、大統領の再選制限を撤廃していたものを改めて禁じたものである。）現在のラモス大統領は、1992年6月に就任したが、現行憲法の下、行政府の長、国軍最高司令官であるとともに、条約締結権、各省長官を含む高級政府職員の任命権を持つなど、その権限は強大で広範囲に及んでいる。

立法機関は、上院と下院からなる2院制であり、定員は、上院が24名（任期6年、披選挙権は35歳以上のフィリピン国籍保有者）、下院は250名（任期3年、披選挙権は25歳以上のフィリピン国籍保有者）である。下院の250名は、地方選挙区議員200名と政党リストに基づき選出される議員50名より構成されている。（但し、各党が政党リストに基づき選出される議員の過半数は、労働者、農民、都市貧困層、少数民族、女性、青年層の各層から選出しなければならない。）1995年の中間選挙において、ラモス大統領率いる与党連合が、上院・下院において圧勝し、ラモス政権の議会における基盤は強固なものになっている。

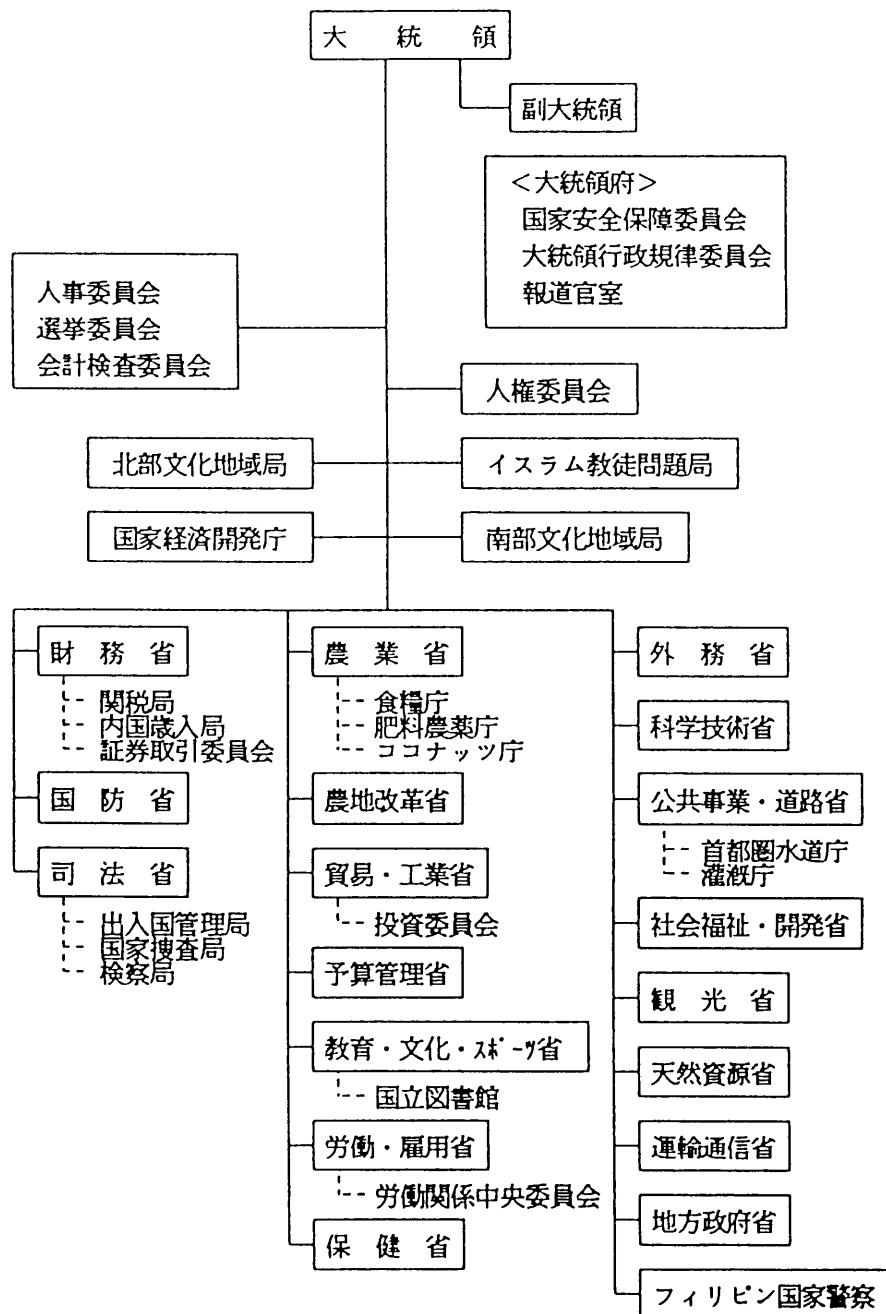
司法機関は、最高裁判所、下級裁判所（控訴裁判所、地方管区裁判所）に分けられる。最高裁判所は、長官とその他の判事14名で構成されている。なお、最高裁判所、下級裁判所とも、裁判官は、大統領によって任命される。

行政機関は、大統領のもとで長官をトップとする19の省からなっている。各省は、保健、教育、文化、農業等、各分野の行政をそれぞれ担当しており、各々の省が自治区を除く13の広域ブロックに地方出先（広域）機関を設置している。

中央政府の支出予算は、大きく分けて、経済的サービス、社会的サービス、一般行政サービス、国防、純貸付け、債務返済の6つ項目からなっている。この政府支出予算の中では、債務返済に要する予算が一番多く、次に、電力、道路等の経済的サービスに要する予算、さらに、教育、文化、人的資源開発等の社会サービスに要する予算の順になっている。

(参 考)

フィリピンの中央行政機構



(アジアの地方制度(財) 地方自治協会出版参照により作成)

(6) ベトナムの概況

① 行政改革の推進(1996年9月分)

9月24日、世界銀行と国連は、ベトナム政府に対して行政改革の推進を求めた。

それによると、現在経済的に発展しつつあるベトナムにとっては、共産主義政府の官僚主義を末端のレベルまで絶つとともに、汚職をなくし、巨大な行政機構の効率性を向上させることが必要とされているということである。また、世界銀行のベトナム駐在員は、「ベトナムがより豊かになろうとするのなら、地方レベルでの行政改革の推進が今後の政策の中で非常に重要な要素となる。」と述べている。

ベトナムは、1986年に、いわゆるドイモイと呼ばれる全面的改革に着手し、ソ連方式の経済に市場原理を導入するとともに、それまでは閉ざされていた海外の国々に対しても門戸を開き始めた。ドイモイは、非常に慎重に、ゆっくりとしたペースで進められたが、ベトナムにとっては、活発な経済成長や外資の急激な流入等大きな見返りをもたらした。しかし、これらの経済的な変化と比べて行政における改革が立ち後れていることをベトナム政府は認めている。

今年の6月に開催された第八回共産党大会において、ベトナム共産党は汚職と官僚主義の改革に取り組むことを宣言した。ただ、その具体的な方法については大会宣言で説明されていない。

現在のベトナムの地方制度は、1992年制定の憲法において規定されたものである。それによると、ベトナムの地方行政単位は三層であり、まず、第一レベルの地方行政単位として、省(Province)と中央直轄特別市(City Under Central Authority)がある(別添図参照)。第二レベルとして、省の下には県(Rural District)、省直轄市(City Under Provincial Authority)、市(Town)があり、中央直轄特別市の下には特別区(Urban District)、県、市がある。そして第三レベルとして、省直轄市と市の下に区(Ward)、村(Commune)が、県の下に町(Township)、村が、特別区の下には区が置かれる。

各地方行政単位には、地方議会としての役割を持つ人民評議会(People's Council)と地方行政機関としての役割を持つ人民委員会(People's Committee)が設置されている。

人民委員会及び人民評議会組織法によると、人民評議会は地方における権力機関であり、地方住民に対して責任を負うとともに、国家常務委員会と上級の人民評議会の監督・指導を受けることとされる。

評議会議員は住民の直接選挙により選出され、その任期は5年である。評議会の議長及び副議長は議員の中から選出される。人民評議会の業務としては、憲法、法律、上級機関の指示に基づいて、上級機関から委任されたすべての責務と国家に対する義務を履行し、地方における憲法、法律の厳正な施行のための方策、経済・社会の発展と予算の執行に関する計画、地方における国防と安全、住民の生活の安定と向上の方策に関する決議を行うことで

あるとされている。定例会議は毎年2回開くこととされ、その他、必要に応じて臨時会議が開催される。

人民評議会の組織としては、第一、二レベルの地方行政単位の人民評議会は、人民評議会議長と副議長からなる常設委員会といくつかの小委員会を有し、第三レベルの地方行政単位の人民評議会の場合は、委員会を持たない。常設委員会及び議長は、評議会の召集、人民委員会の監督、直近上級の人民評議会と人民委員会への業務状況の報告等の業務を行っている。

人民委員会は、人民評議会の執行機関であるとともに地方における行政機関であるとされ、政府と上級の人民委員会の指導を受けることとされる。

そして、憲法、法律、上級機関の指示及び人民評議会の決議を執行する責任を負い、法律に規定された義務と権利の範囲内で決定を発し、人民評議会の決議等の執行を指揮監督し、検査する等の業務を行っている。また、少なくとも毎月1回会議を開くこととされている。

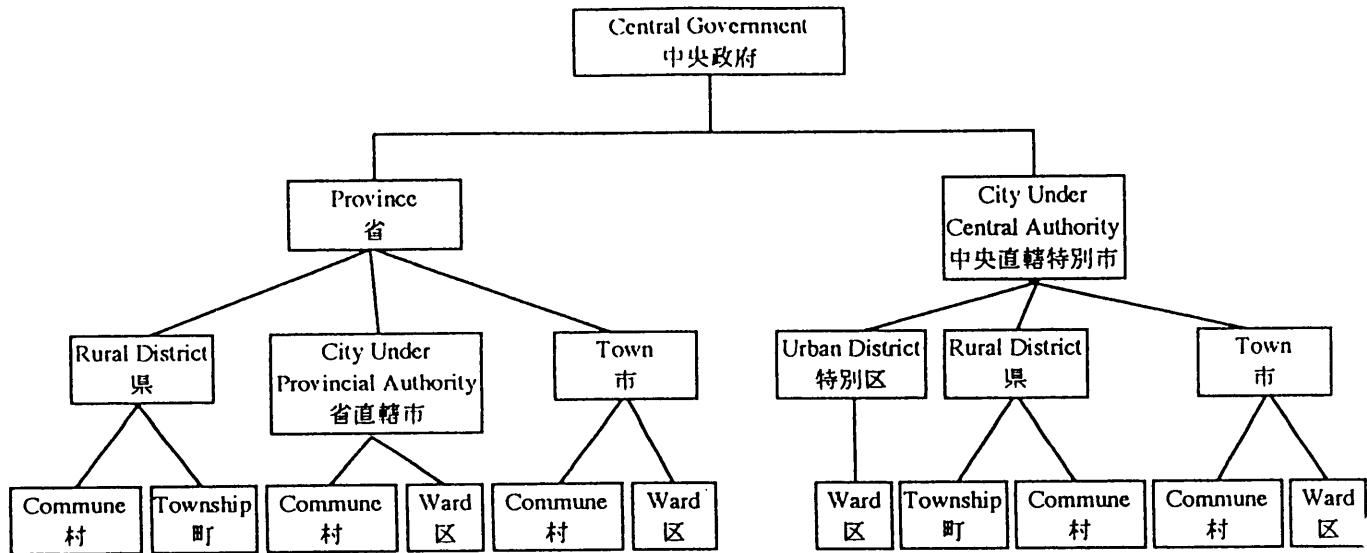
人民委員会の組織は、人民評議会により選出された委員長、副委員長及び委員からなる。委員長は人民評議会議員から選出されることとなっているが、副委員長及び委員は人民評議会議員である必要はない。ただし、選出について直近上級の人民委員会委員長の承認が必要とされ、省レベルの人民委員会の場合には、首相の承認が必要とされる。なお、人民評議会の常設委員会及び小委員会の構成員、議長並びに副議長は人民委員会の構成員となることができない。委員長、副委員長及び委員の任期は人民評議会と同様5年である。また、人民委員会の業務を補佐するために各専門部局が置かれており、実際の事務を行っている。

なお、ベトナム政府は、地方レベルでの行政改革の一環として、これらの専門部局の数を、第一レベルの地方行政単位の場合で30程度を20～25へと、第二レベルでは20程度を10～15へと縮減する計画を推進しているとされる。

(参考資料 1996.9.26付けストレート・タイムズ、アジア諸国の方制度(V)、ベトナム1992年憲法、ベトナム人民委員会及び人民評議会組織法等)

(参考)
ベトナムの地方制度

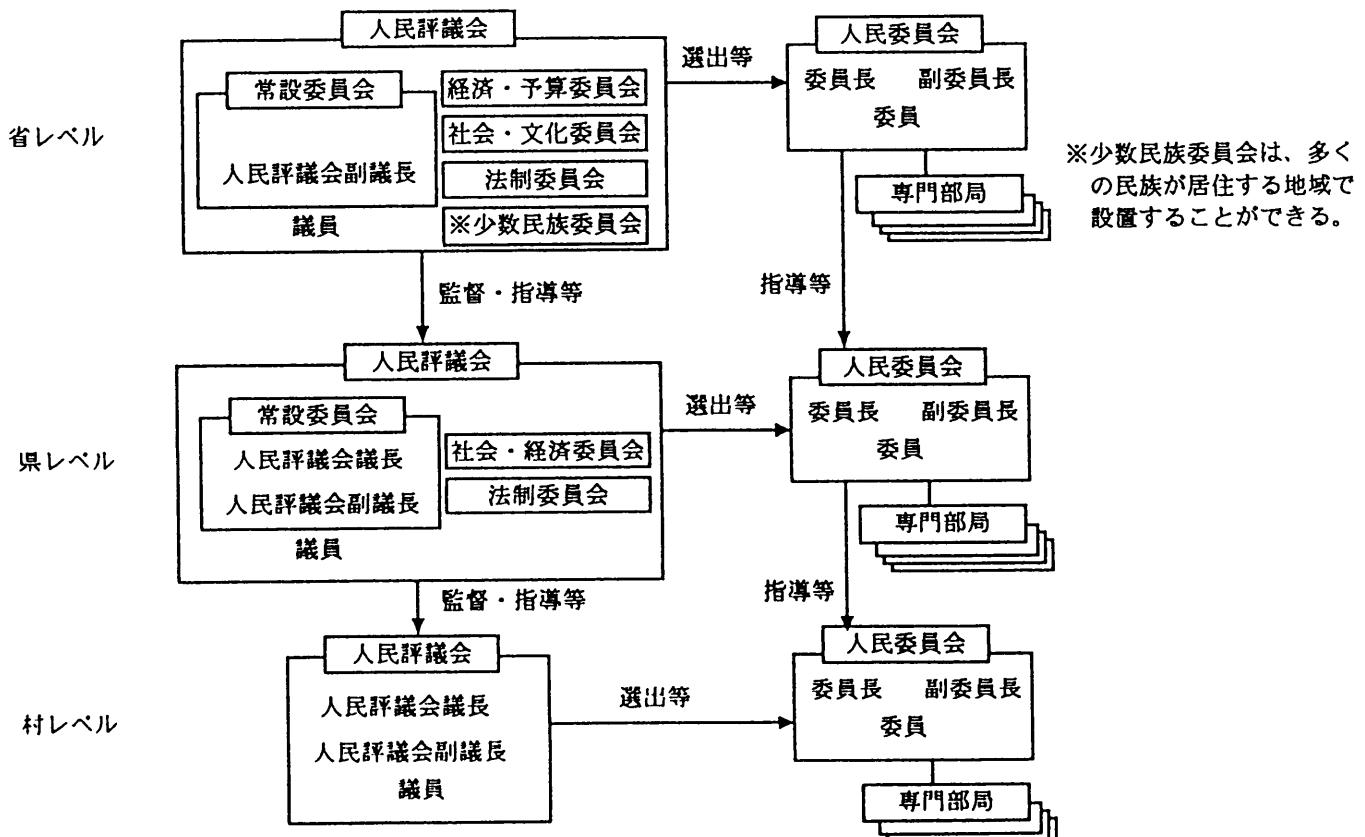
1 ベトナムの地方行政単位(ベトナム1992年憲法より。日本語は仮訳。)



※地方行政単位の数(ベトナム政府組織人事委員会提供資料より)

- (1) 省レベル 53(50省、3中央直轄特別市(ハノイ市、ホーチミン市、ハイフォン市))
- (2) 縣レベル 570(471縣、20特別区、63市、16省直轄市)
- (3) 村レベル 10,182(8,862村、833区、487町)

2 人民評議会、人民委員会(人民委員会及び人民評議会組織法より)



※人民評議会議員、人民委員会委員の数(ベトナム政府組織人事委員会提供資料等より)

- | 人民評議会議員 | 人民委員会委員 |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 省レベル 45~75人 | 9~11人(ハノイ市とホーチミン市は、12人以下) |
| (2) 縣レベル 25~35人 | 7~9人 |
| (3) 村レベル 15~25人 | 5~7人 |

② 国会の開会(1996年10月分)

10月15日、今年の第二会期の国会が開会され、ボー・バン・キエト首相は議員に対して、活発な経済成長と麻薬や汚職等の厳しい社会状況に関して演説を行った。

それによると、ベトナムの今年の経済成長率は9.5%に達すると予想され、来年は2けた台に乗ることも可能と考えられること、また、食料生産や他の各産業における生産、輸出は増加しているにもかかわらず、インフレ率は昨年の2けた台から6~7%に縮小しているといったように、経済的には好調な状態が続いているということである。ただ、輸出市場においてさらにベトナムの競争力をつけ、国内インフラの整備により多くの資本を調達することが必要であると述べた。

その一方で、国内での麻薬の使用等についても触れ、いまや学校内でも麻薬の使用が見つかっており、今年行われた売春、賭博等に反対するキャンペーンもわずかな成果しかあげることができなかつたと述べている。さらに、最近、浪費が大きな問題になってきているとともに、汚職も厳しい状況であるということ、また官僚主義と権力の濫用が法制度の発達を妨げていると述べた。

そのほか、今国会では、新内閣の人事が承認されるとともに外国投資法の改正が行われることとされている。また、来年中の国会通過が予定されている新税法についても議論されることになっている。

ベトナム1992年憲法によると、Governmentは、国会の執行機関であるとともに、最高の行政機関であり、国家の政治、経済、文化、社会、国防、治安及び諸外国との対外的業務等の諸業務を統一的に管理するものとされている。

Governmentは、首相、3人の副首相、各省大臣及び省と同レベルの国家委員会の長により構成される。首相は、大統領の要求により国会において国會議員の中から選出される。副首相及び各省大臣、各委員長については、国会において、首相から提出された人事案が可決された後、大統領が任命するが、首相と異なり国會議員である必要はない。これらGovernmentの各メンバーは、国會議員選挙後の国会において新たに選出されることになるので、その任期は国會議員と同様5年である。各省、省と同レベルの国家委員会の新設、廃止については、首相の要求により国会が決定することになっている。

首相は、Governmentの長であるとされ、国会に対して責任を負うとともに、国会、国会常設委員会及び大統領に対して業務の報告を行うこととされている。また、上述の副首相等の人事の国会への提案等のほか、各省の次官の任命権及び省・中央直轄特別市の人民委員会委員長等の任命に対する承認権を有している。副首相は、首相と国会に対して責任を負い、首相の指示により首相の業務を補助し、首相が不在の時は首相の委任を受けた副首相が業務を

代行する。各省大臣及び各委員長は、首相と国会に対してその業務の範囲内で責任を負い、それぞれの機関の長として業務を執行する。

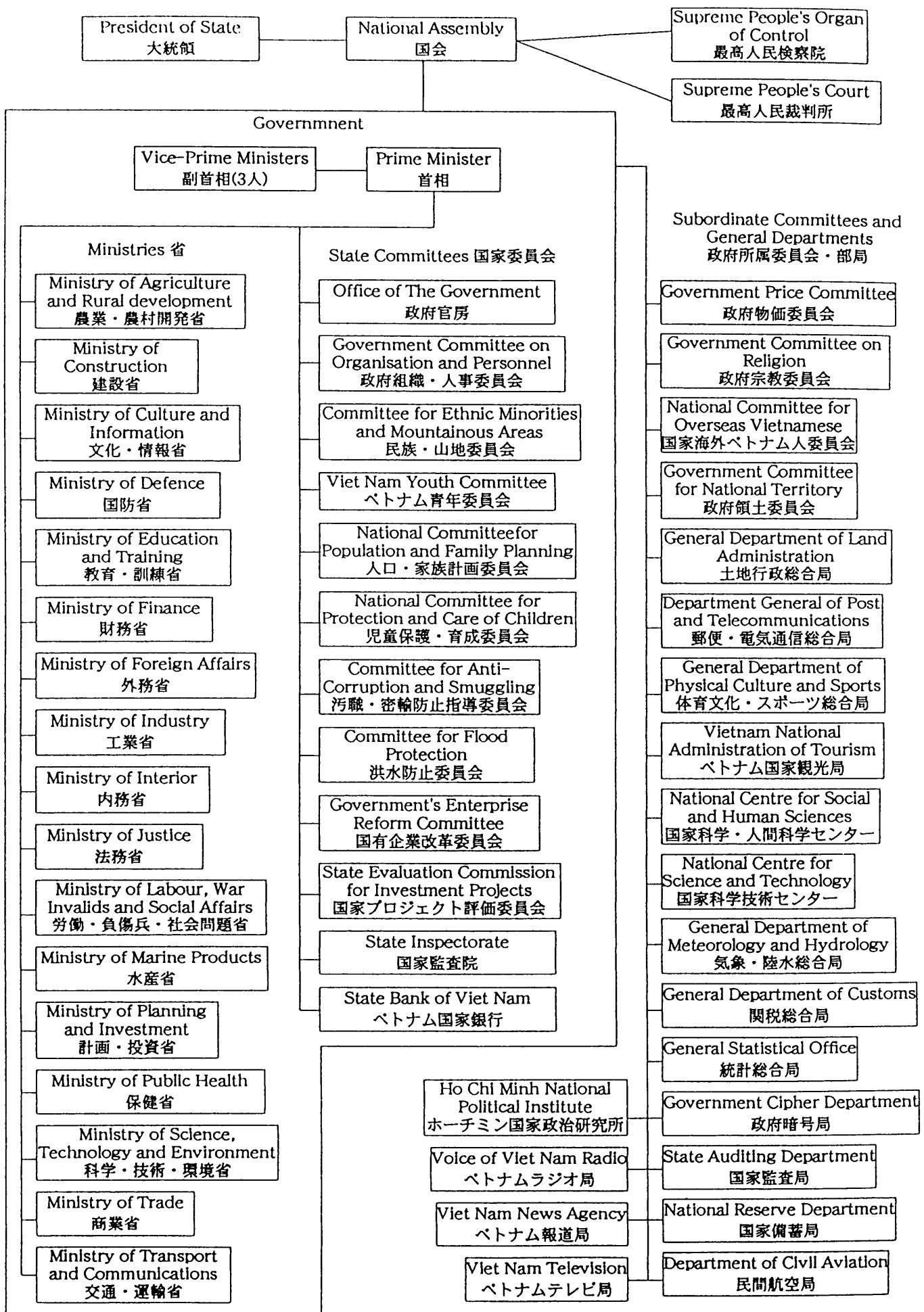
別添図のとおり、現在、省・国家委員会の数は29である。このほか、Governmentを構成する各省大臣及び各委員長をトップとする各省・国家委員会のもとに、Governmentによって設置されるGovernment所属の委員会、部局等が21ある。

なお、現在ベトナムではGovernmentの組織改革が進められており、昨年の国会決議により、当時31あった省・国家委員会のうちの8省・国家委員会が3省に統合されるとともに、3国家委員会が新設された結果、現在の省・国家委員会の数は、29となっている。

(参考資料 1996.10.16付けストレート・タイムズ、ベトナム1992年憲法、ベトナム政府組織法、Directory of State Organisations of The Socialist Republic of Viet Nam、アジア動向年報1995、1996等)

ベトナム政府機構図

(Directory of State Organisations of The Socialist Republic of Viet Nam等より。日本語は仮訳。)



5 ソウル事務所

① 東京都知事のソウル訪問及び「ソウル市民の日」について(1996年10月分)

24日から26日にかけて、青島幸男東京都知事がソウル特別市の招請を受けて訪韓した。今回の訪韓では、1997年度の東京都とソウル市の交流事業に関する合意覚書が締結され、また趙淳（チョ・スン）ソウル特別市長より青島都知事に対し、ソウル特別市名誉市民賞が送られた。

また28日はソウル市民の日にあたるが、その前日の27日にソウル在住の外国人が参加する「第1回ソウル国際フェスティバル」がソウル市内の大学路で開催された。これはソウル在住の外国人の中から25カ国の外国人が参加し、伝統料理や民俗芸能の公演、パレードなどが行われた。日本からは、長崎県ソウル事務所の協力で同県下の舞踊団チームが参加し、和服姿でパレードに参加し、また在韓日本人会の婦人による日本語童謡のコーラスも行われた。当初、韓国当局より公開の場で日本語の歌を歌うことは「公演」となり、日本語の歌は許可できないとの通報があり、日本大使館などの抗議により実現した経緯があったことから、一部不安視されたが、市民の反応は好評で演技や合唱には歓声や拍手が送られた。

② ソウル市の混雑通行料徴収(1996年11月分)

ソウル市の混雑通行料徴収1日、ソウル市は11日より市中心部と市外南部とを連結する南山13号トンネルを通過する一般車両（乗車2名以下）に対し、従来は100ウォン（約13円）であった利用料金を混雑通行料の名目で2,000ウォン（約260円）徴収すると発表した。

この混雑通行料はソウル市議会が9月に条例として制定したものであり、平日（午前7時～午後9時）、土曜日（午前7時～午後3時）に徴収するものである。ソウル市の発表によると、施行後の11～15日で同トンネルを通過する車両は平均で29,510台と22～26%減少し、時速も23～34.8キロと51%も速まったと言う。一方、トンネル迂回路を通行する車両の増加率は5.3%に過ぎず、地下鉄とバスの利用も各1%と3.9%づつ増加し、自家用車利用者の公共交通手段利用が増加したことが判明した。

6 シドニー事務所

① 世論調査ではオーストラリア人の7割が移民許可数を多いと判断（10月4日付オーストラリアン紙）

ニュースポール社の世論調査によると、最近の連邦政府の移民削減政策にもかかわらず、依然としてオーストラリア人の大半が移民人口が多いと判断していることが明らかとなつた。

調査によると、回答者のうち71パーセントが移民数は高いと考えており、20パーセントが、現在の移民人口はまず適当であると考えている。移民人口がまだまだ低いと指摘している回答者はわずか2パーセントにすぎない（未回答者は7パーセント）。

この調査に先立ち、連邦政府は7月に今年度の移民許可を前年度比11パーセント削減し、74,000人にする計画を発表した。

この計画は、家族呼び寄せ枠で受け入れた移民の失業率が高いことを考慮したものである。この計画では、家族呼び寄せ枠での受入移民数を25パーセント削減し、44,700人とし、その一方で、技術移民の数は20パーセント増加させ、23,600人から28,000人とするものとなっている。

調査によると、移民政策に反感を持つ階層と所得水準には逆の相関関係がみられる。移民数が多すぎると考えているのは、3万ドルから5万豪ドル以下の所得層の70パーセントである。この一方で、5万豪ドル以上の所得層で多すぎると考えているのは58パーセントに留まっている。また、与党支持者の16パーセントが現在の移民率は適当であるとしており、一方労働党支持者の23パーセントが適当であるとしている。

なお、この調査は18歳以上の成人1,200人を対象としており、9月10日の移民政策を批判するポーリー・ハンセン連邦議員の議会スピーチの後なされた。

そのスピーチの中で、ハンセン議員は「現在オーストラリアはアジア人が殺到し、危機的状況にある。すぐに移民の流入を中止するべきであり、多文化主義を廃止すべきである。」と語った。

② ニューサウスウェールズ州のビジネス機会の喪失（10月11日付シドニーモーニングヘラルド紙）

多国籍企業を対象とした最近の調査によると、NSW州カーグ政権は企業優遇措置をせず、新たな国際企業の誘致の機会を失っており、ビクトリア州やクイーンズランド州と比較した場合明らかに消極的であるとのことである。

調査によると、55の多国籍企業の14以上が現在のNSW州カーグ政権の外国投資や外国企業の支援は、非常に消極的であると考えており、オーストラリア全体の利益を考慮した場合、最も重要な州がそのような態度をとっていることは問題であるとしている。

N S W州大蔵省エガン報道官は、「政府が企業誘致に消極的なことについて言い訳するつもりはない。他の州は、企業への優遇措置が必要かもしれないが、N S W州については、現在の強力な経済状態を考慮すれば、その必要はない。また、外国企業に対し、ガス供給や水道供給などの公共事業と同様の優遇措置が必要とは考えていない。」と語った。コリンズ野党党首は、「カ一首相はビジネスに積極的でない。多くの多国籍企業が労働党の外国企業への消極的な態度により、他州への移転を警告している」と述べた。

調査によれば、わずか5%の多国籍企業がニューサウスウェールズ州が企業支援に積極的であると判断しているだけである。また、40%の企業がビクトリア州が企業支援に積極的であるとしており、36%の企業がクイーンズランド州が積極的であるとしている。

③ 広域的事務共同化により自治体は5万豪ドルの資金節約（11月9日付シドニーモーニングヘラルド紙）

シドニー近郊地方自治体が税金の無駄使いを指摘されているおり、南シドニー広域地方自治体は、広域的事務共同化により過去5年間に5万豪ドルの節約がなされたことを発表した。

この節約は、事務用品、道路建設資材等の共同購入により達成された。

南シドニー広域地方自治体は、地方自治体の権限強化及び経済効率性の促進を目的として、州政府が積極的に支援している広域地方自治体の一つである。南シドニー広域地方自治体の組織は、1万人以上の人口を持つバンクストウン市、ボタニー市、カンタベリー市、ランドウィック市、ロックデール市、南シドニー市、サザランド市、ウェイバリー市、ウーララ市の9市からなっている。南シドニー広域地方自治体会長を務めるロン・ホエニーボタニー市長は、「個々の地方自治体が独立性や個性を保持したまま、共同で事業を行うことができるることをこの我々の取り組みは、実証した。広域地方自治体の成功は、環境問題やゴミ処理といった重要かつ必須な地域問題は個々の自治体よりも地域ベースで解決されるべき問題であることを示している。」と語った。

また、ページN S W州地方自治大臣は、「広域地方自治体の経済的成功は、自治体の合併がN S W州では必ずしも必要でないことを示している。」と語った。

④ ビクトリア州とN S W州の境の市町村の合併論議（11月21日付シドニーモーニングヘラルド紙）

オーバリー市とウドンガ市の州境に位置する自治体の合併を歓迎するビクトリア州のレポートに基づき、ケネット・ビクトリア州首相が提唱する州境委員会の設置についてN S W州政府は含意する可能性がでてきた。

ビクトリア州地方自治委員会が発表したレポートによれば、問題となるのは両州の境に位置するマレイ川を境とした二つの自治体である。当初、N S W州政府は、ビクトリア州の自治体数の削減に反対してきた立場から、この委員会への参加を拒否し、ケネット首相

のスタンドプレーとして、これを批判していた。しかし、ケネット首相とカーＮＳＷ州首相の最近の話し合いで、州境の関係について新たな道を開くに至った。

この点に関して、ページＮＳＷ州地方自治大臣は、次のように語った。「ビクトリア州の合併に関する視点は認められないが、それが前提でない場合、州政府は州境委員会に参加する可能性がある。しかし、ビクトリア州のレポートは、我が州やオーバリー市に何ら協議もなしに発表されており、これは単にスタンドプレーではないか。こうしたやり方は何の成果ももたらすものではない。我が州は、合併を強いるプロセスには参加せず、自治体における自治権を尊重している。」

ダンカン・ストレックオーバリー市長は「自治体合併というビクトリア州政府の試みは混乱を招くことになる。43,000人のオーバリー市民はこれに反対する」と語った。

CLAIR SUMMARY既刊分のご案内

NO	タ イ ド ル	発刊日
第 17号	海外における行政の動き(96年12月号)	1997/3/14
第 16号	中・東欧諸国における変革の現状と将来～地引嘉博駐ブルガリア大使 講演～	1997/3/14
第 15号	分野別・1996年米国政治行政の動向	1997/1/31
第 14号	海外事務所だより(5)	1996/12/27
第 13号	欧州連合諸国における就学前の幼児教育と保育制度	1996/11/29
第 12号	国連会議「ハビタットⅡ」報告	1996/10/31
第 11号	海外事務所だより(4)	1996/9/30
第 10号	地方分権に関する法の概念～フランスにおける地方分権化の主眼と今後の展望～	1996/7/31
第 9号	プロポジション187～米国カリフォルニア州における不法移民問題～	1996/4/30
第 8号	米国の移民子女教育	1996/4/30
第 7号	海外事務所だより(3)	1996/2/28
第 6号	米国の移民問題	1996/2/15
第 5号	英国の地方財政 その未来～ロンドン大学T. トラバース教授 講演～	1996/1/18
第 4号	海外事務所だより(2)	1995/12/12
第 3号	英国地方団体体験記	1995/7/10
第 2号	海外事務所だより(1)	1995/7/10
第 1号	海外事務所の調査報告から	1995/6/30